桜田門外の変（2／9）

江戸状之写　万延元申年之事

1

三月二日、夜半より雪模様、三日未明より殊之外
大雪、春ゆへしかと積ミは不致、上巳之御祝儀
として、諸侯方御登城大体相済、五ツ時ヶ
御太鼓（鼓）前、当御屋敷表御門通り、尾張様
御通行、少し間有之、伊井掃部頭様御通駕、
御先箱等上杉様辻番所頃ニまひり、御駕

上巳：五節句の一、三月最初の巳の日
御先箱：行列の先頭に担がれた着替えなどを入れる箱

2

ハ当表御長屋之東之はし、高橋文佐
殿・加藤平左衛門殿住居之真向迄ニ候処、
早朝より七人参り、頭巾をかぶり、傘・
木履ニて下座見体之士、武鑑を見て
居候由之処、傘・木履相捨、御先侍従江
邪魔を致、直様引抜切懸ケ、其中御駕
之左右より不意ニ一同声を掛、切掛、折節
雪ニ而前後不相分降最中、井伊様御供
何れも笠・桐油を着居ながら、直ニ抜

下座見：大名等の行列に下座するよう指示する足軽
桐油：桐油（アブラギリからとった油）合羽の略

3

連シ渡合候内、全不意ニ切付られ、受身と
なりたじろく処、両人計御駕
前後ニ切伏られ、其外ハ高橋■（窓カ）
下辺、井伊様之家来壱人江悪党
両人切懸り切結び、所々方々一面ニ
切廻り、相人方何も十分ニ用意を
待かまへ、雪は降最中、大上段ニ而たて掛
たて掛切付ル、御堀脇へ両人手分ヶ有之
候と相見へ、右処ニ渡合候中、御駕之

相人方：相手方

4

廻り、少し透と見へ候処、種子ケ嶋之
小筒、御駕ニ近く差附、打放候得共
不通之様子、音も承り不申、其中六尺へ
切掛、前後両三人手負候、右御駕ハ振捨逃去、
直ニ大男壱人、外ニ壱人、長ヶ刀を以御駕之
上を叩と見へは、左右より幾度なく差通、
御駕も御桐油掛り、誠ニ御窓計り少し有之
位ニ而、其上手（もカ）早、前後之御様子しかと御分り

5

不被成候之趣、御城端之方、御駕之戸明候半と
する処、明兼候体、直ニ御屋敷方へ相廻り引明候
（実は〇印なり）
処、御供頭・脇子三郎右衛門立出んとする処、何やらん
と言ながらむざんに切倒シ、御胴を幾刀もなく
櫛切ニきり、直ニ首を破り、大男長ヶ刀之先へ
突さんと、然共差兼候体ニ而、土足ニ而踏へ差
通申、高く差上候、此首さへ取ば

このゆへしかと相分りがたく御座候

と高声ニ申ければ、徒党之もの一同ニはつと
大音上げ、其侭上杉様御門前通り日比谷御門へ
6
入候由、長州様御屋敷辺ニ、一両人深手行倒候由、
右様子を見、彦根雑兵共疾(すみやか)か々逃去申候、合羽持弐三人
大ドブ辺ニ居候、此方御門西之方へ三四人も居候、御
馬口附居候、其外者壱人も不相見へ、両三人面体(めんてい)
真赤になり、其中壱人先か丈夫、漸(ようやく)立寄すり
寄、御死骸之処にまいり見候之処、右之始末ニ付、此御首
を取(とら)れてはと申、嘆悲しむ有様、誠ニ以て
言語ニ絶候次第、〇印御痛(いたわしき)敷御死骸、中々目も
馬口附：馬の口取り
大ドブ：杵築藩邸前の下水か
7
当られ不申、何れも御長屋の窓より見候者
落涙致候、鬢髪之所したたかに切付られし
苦(若カ)近士(きんじ)(侍)壱人、立ちまわり立ちまわり、六尺を呼寄勢(せ)
候得共、壱人も居不申逃去、合羽持三四人計り
にて御死骸を御駕ニ取入レ、手負壱人付添へ、
漸御屋敷へ持帰り、御駕も帰ル、御道具は上杉様
辻番所辺ニ隠れ、御箱も鵜首辺ニ逃居、追々し
持帰ル、其跡ニ而深手之もの、雪は降、道露(どうろ)(路)ニ雪
8
汁流れ、そこ爰ニ手切り落し、鬢髪等も切
落有之、殊ニ雪中西瓜(すいか)の切懸ケしこと ニ天窓
半分計(ばか)りはつられ、片息なる士(さむ)らい内かみ神たる
力(刀カ)を拾ひ、杖突、漸たゝん(と)する様子、目ニ余り申候、
其外深手数々、当水御門辺ニよろぼい参り
同所ニて相果、彼是之中、彦根様御屋敷より礼腰(うね)(服カ)
なりニ罷出候も有之、御差押さへ之由、其中当
御屋敷より披場(非常カ)之儀ニ付、見分立固メ等被差出、
はつられ：削られ
水御門：杵築藩屋敷の門
9
三右衛門殿、彦根御屋敷へ御届け、為間合罷出候
上、御登城中ニ付、為右衛門殿御城ニ罷出、御直に
是を申上ル、彦根方より駕・鈎台等持参り
夫々御引取、相人方之もの壱人切伏(此者他之者同所通之人)
とも申候得共、相人方ニ相違無之、是は引取、
残有之所又々引取られ候、依(よって)而此方様少シも
御厄介筋無之、諸掃除計(ばかり)也、徒党のもの
打捨て有之、傘不残、白張、右(石カ)等迄何も不残
被引取候、其前鬢之辺切られ、口はり居な
口はり：口腫れか？
10
がら御長屋下ケ罷帰りながら、イハエテ(結わえて)被下、誠ニ
候残念也と申、ふり返りふり返り跡を見、漸引
取候ものも有之、又は疵口ニ鉢巻等して
帰ルも有之、徒党之もの、たすきに袴等、又は
鉢巻も有之間ニは、皮を(のカ)古胴を下々に
着用有之趣ニ而、十分御出門を白眼つめ
相待、程由(ほどよし)と不意を打、にがにが敷事ニ候、彦根
ニ者は運尽ル時なるにや、雪降最中、雨具脱之
白眼つめ：眼をこらしの意か？
11
無踏(鞜カ)に大なる笠をかぶり、桐油ながら勝負
何れも残念難申尽、手負仲間(ちゅうげん)・六尺、霞ケ

関辺逃去有之、早速本丸之内桜田初メ
往来止メ、悪党共ハ日比谷より八代洲河岸
辺遠藤様辻番へも、首取壱人歩行難
出来居処、腹切止メ、ノンド（咽喉）を突候処、仕そんじ
引抜、又々突候得共、矢張元之穴へ突込候様子ニ
候得共、自由ならず、胴の力も無之、往来之者
遠藤様：若年寄遠藤但馬守（近江三上藩主）
１２
へ手真似致、首打くれ候様子を致候得共、其中
辻番へ取上ケ、遠藤様より立固メ人等弐拾余人
御差出、右之者持参し首は、彦根供頭・脇子
三郎右衛門首を相渡候趣ニ而、彦根方へ持帰り、其
外所々行倒れ有之、荒増別紙ニ而御承知可被下、
彦根方も十分ニ相働候得共、全雪中、雨具
ゆへ、右之成行へ相見へ申候、相人方も多分
深手、所々行倒候由、遠藤様辻番上より段々
１３
療治致候得共、同夜死去とも申候、是は元薩
州有田（村）治右（左）衛門と申廿三四才の様子なり、
右息聞之儘申上候、風證（説）数々有之候得共、
実否不相分故不申上候、右は三郎右衛門殿御咄
承り侭申上候、御長屋下勝負之儀は余り
大事ゆへ、見者爰待（彼）処、見廻り申候ゆへ
相分り兼、口々にて違ひ申事も候得共、
御考合被成候得共、具ニ相分り申候、諸方ニ而は
１４
色々ニ申候由、当屋敷計実録ゆへ、段々
諸家より尋ニ参り候得共、有躰ニは不申候、
〇一条は不存、跡ニ而彦根侯御供方と気ニ付候所
と申達候、中ニ此節之儀不容易之義、脇坂様、
細川様当りニも参り候由、別紙有之
一　昨年御承知通り、水戸中納言御裁許之
後、右御付方先達而三千石以上九人、千石以上
１５
弐拾九人計り切腹死罪、其以下弐三百人
も御裁許有之候由、其次男・三男・又者等大勢
徒党致候趣、猶中納言様ニも御手当相成候得共、
御国元立退候ニ付、先日人相書下々持、四人計り
公辺江御達相成、御取締之儀被仰出、夫々ニ
先日大名方へ被仰付候得共、御名所は失念仕候
一　徒党之者、諸国悪党共集め、彼是壱万人
計りも有之、笠間牧野様城乗取、籠城之取
１６
沙汰、水戸当侯様不一方御辛労、御坊（防力）御用意最
中之由、御出入町家何某此方へ参り、昨日之事
ニて水戸様御屋敷へ御払取参ル処、右様之次第
ニて中々左様之処ニは無之、引取候段申候事
一　酒井右（左）衛門尉様、会津肥後守様、市中御固メ
被仰付候事
一　先月廿九日夜か朔日之夜か、彦根様御屋敷
御椽之下ニ、忍之もの弐人被召捕候事
１７
一　御運尽候時にや、二日迄御引込、三日御登城懸け
之儀、右始末也
一　四日夕刻彦根様御見舞として上使・塩谷
豊後守様被罷出候事
一　昨日迄丸之内ニは、行先姓名等不申候而は入レ
不申候、三日夜より直ニ市中与力・同心・鳶もの

等計即相固メ、弐三人群居候得は夫々承糺
候事
一　三日御下りより諸家様方、段々御供増、此方様
１８
御同様、松平伯耆守様ニは御吟味懸りゆへ
哉、弐拾人計り今以て相固メ前後之事
ニ候事
一　五日無急度勝手次第御供増之儀、御沙汰
有之候事
一　三日朝和泉守様ニも御登城之処、途中
何者も不知駕訴之者有之候得共、御多用
無之被為入候処、右徒党之次第段々見懸け
候ゆへ、直ニ御供増ニ而御遅刻御登城被成候事
１９
右之外、中々風説は難申尽候ニ付申、不申上、
異国は右之成行旁以不穏、長結は御断ニ而
御座候、余りは後便、尚委敷事は追々下着之
上、草々御咄可申述、此度之治り方如何哉と、貪念
ニ罷出候、御屋敷中、昨今何も手ニ付不申候、
彦根は御国元より追々御出府候ハヾ、如何奉存候
併只今之様子ニ而は何処迄も内々済之様子ニ
有之候、以上
三月六日
別紙
２０
一　遠藤様辻番上り　　薩州　　有田）村）治右(左)衛門
脇坂様へ罷出候者
佐野斎之助
黒澤忠三郎
蓮田市五郎
斎藤　監物
〆
○　広岡驚次郎
大関和七郎
２１
○印之分兼而人相書を以て御達相成候由也
山口辰之助
横山弥次郎
○　森　五六郎
鯉渕　要人
広木松之助
稲田　十蔵
関　錦之助
○　高橋太一郎
林忠右衛門
森山繁之助
２２
一　八代洲河岸ニ而両人自殺、佐野以下何れも
一同ニ参居候処、歩行難相成、直ニ自殺之者も有
之段、脇坂様ニ申達候人数
右書附は御留守居之手より伝へ写候ニ付、実
事ニ可有之候
彦根方即死　七人
手負　拾七人
供頭首脇子三郎右衛門、有田（村）治右（左）衛門打也
２３
一　昨五日細川様へ御預け右（左）之通り
佐野斎之助

黒澤忠三郎
蓮田市五郎
斎藤　監物
大関和七郎
横山弥二郎
森山繁之助
〆
是は伊藤八郎助殿方へ公儀之御坊主参り咄申候、少シも文面違も可有之候得共大略

24
一　掃部頭様より即刻御届ケ
今朝可致登城之処、外桜田御門外、上杉弾正大粥辻番向、松平大隈守大ドブ脇ニ而、供先へ狼藉弐拾人余程罷出抜連（ぬきつれ）、夫より駕を目懸鉄砲を打懸候ニ付、供方手疵受候間、一先帰（ひとまず）宅仕候、狼藉之儀は家来共打留候者も有之、訴（跡力）は悉（ことごとく）逃去申候、此段不取敢（とりあえず）御届申上候

別紙
弐拾壱人　怪我人　不打有之

25
即死　四人
深手　七八人
手負　数々
六尺弐人　草履取　壱人　跡不相覚

風説書相人方之者
脇坂様へ弐人首持参り本望とげ候段
届出ル
細川様江四人　飯所望

26
八代州河岸へ四人　行倒れ自殺
辰之口へ　弐人　右同断
遠藤様前壱人　右胴断
又八代州河岸
増山様御屋敷脇ニ　両人
長州様御長屋下廻り　弐人
辰之口へ　弐人
遠藤様へ　弐人
細川様辻番へ　四人

27
散乱致候ニ付、未（いまだ）相まとめ候人数相分りかたく、取々申候人数之儀ニ付、追々相分り可申候
一　彦根様方手負之人等も中々日々と（問）ひ不申候ゆへ定兼（さだめかね）候
大名小路阿州様脇に家来手負ながら追懸ケ行倒れ自殺也

別紙
一　笠間城は水戸より五六里程隔り候由、御城主牧野様ニは御屋敷大混雑、先日御家老壱人

28
出立被致候之由、牧野様ニも御暇被下候而、近日中、国元へ出立之趣承り申候事
一　先日水戸侯より御達ニ相成は、成人之者は妻子を害シ身一ツニ而国元罷出候由、此節は名所〇印右之趣也
一　本文申上候脇子三郎右衛門首取候始末、細ニ見受候者は当御屋敷第一、上杉様御屋敷外ニは無之候ニ付、段々諸家様より尋ニ参り候得共、御答ぶりも有之候間、右申上候通り其御

29

含二而御内々可被下候事

一　彦根様御屋敷二も直二御門二懸り
右辺長屋衆へ相尋致由申候二付、三日は
式日二付、当主之者は不残出仕致居候得共、
婦人児供之儀は右不相分候、表向御尋二候ハヾ
役人へ申達候様、可仕旨相答候処、左様
ならば先と申引取申候、猶又始末細見
受候得共、外二委敷申聞間敷との事二
御座候、以上

万延元申四月写之